

国民健康保険高額療養費の自己負担限度額が変わります

平成27年1月から、70歳未満の国民健康保険の方の高額療養費の自己負担限度額が表のとおり変更になります。(70~74歳の方は変更ありません。)国民健康保険の「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用区分も変更になります。

<平成26年12月以前>

区分	所得要件	自己負担限度額
A	旧ただし書所得※ 600万円超	150,000円+ (総医療費-500,000円) ×1% <多数該当: 83,400円>
B	旧ただし書所得 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% <多数該当: 44,400円>
C	住民税非課税	35,400円 <多数該当: 24,600円>

<平成27年1月以降>

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1% <多数該当: 140,100円>
イ	旧ただし書所得 600万円超~901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1% <多数該当: 93,000円>
ウ	旧ただし書所得 210万円~600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% <多数該当: 44,400円>
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円 <多数該当: 44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円 <多数該当: 24,600円>

※旧ただし書所得とは・・・「収入」(事業収入、給与収入、年金収入等)から、必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を控除し(「総所得金額等」)、さらに「所得控除」(基礎控除(33万円)、配偶者控除、扶養控除等)のうち、「基礎控除(33万円)」のみを控除した後の所得金額。

有効期限が「平成26年12月31日」のものを現在お持ちの方(70~74歳の方も含む)に、新しい認定証(平成27年1月~平成27年7月分)を、12月下旬にお送りします。

- ◆問合先 **本** 保険医療課 ☎(21) 2131 **大** 生活環境課 ☎(43) 9216
- 藤** 生活環境課 ☎(62) 0903 **都** 生活環境課 ☎(29) 1102
- 西** 生活環境課 ☎(92) 0307 **岩** 生活環境課 ☎(55) 7762

「とちぎ子ども救急電話相談」相談時間延長

12月1日より左記のとおり延長されました。経験豊富な看護師が家庭での対処方法などをアドバイスしてくれますので、お子さんが急な病気やけがで心配なときに、ぜひ利用ください。

◆相談時間

・月曜日~土曜日 18時~翌朝8時
・日曜日・祝休日 24時間(8時~翌朝8時)

◆電話番号

☎028(600)0099
※プッシュ回線の場合は、局番なしの#8000
・緊急、重症の場合は、迷わず119番を利用ください。

栃木市景観計画

本市の歴史的な町並みや美しく恵まれた自然環境により形成された景観を次世代に継承するとともに、これらの景観を活かしたまちづくりを市民・事業者・行政が協働して推進していくために、景観法に基づく栃木市景観計画を策定しまし

◆問合先

本 都市計画課 ☎(21) 2432

た。本計画は、建築物の建築や工作物の建設等において届出制による緩やかな規制を行うなど、良好な景観形成を誘導するために必要な事項を定めています。詳細は、本都市計画課で縦覧できます。また、ホームページにも掲載しています。

千塚町上川原土地画整理審議会委員の選挙について

小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地画整理審議会の委員の選挙期日を次のとおり定めましたので、選挙人名簿の縦覧を行います。

◆投票日 3月8日(日)

◆選挙人名簿縦覧期間

1月16日(金)から1月29日(木)まで

◆縦覧場所

※土・日・祝日は市役所1階直直室で縦覧できます。

◆その他

審議会委員の選挙に関する必要な事項は、そのつど市役所掲示板に公告します。

◆問合先

本 産業基盤整備課 ☎(21) 2377

西方都市計画区域マスタープラン説明会

栃木県が都市計画マスタープランを策定するに当たり、構想についての説明会を開催します。

◆日時 1月20日(火) 18時30分~

◆場所 西方総合文化体育館 会議室(2階)

◆対象 どなたでも

◆問合先 栃木県都市計画課 ☎028(623)2465

道路占用料の改定

平成26年4月1日の道路法施行令の一部改正により、本市でも道路占用料が国における道路占用料に準じて平成27年4月1日より改定となります。詳細は左

2015年農林業センサス実施

この調査は、我が国の農林業・山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

◆問合先 総合政策課 ☎(21) 2306

1月中旬から調査員が農家・林家及び農林業関係者の方々を訪問して、調査票に2月1日現在を基準日とした農林業の経営状況などの記入をお願いします。

◆問合先 本 環境課 ☎(21) 2141

大 生活環境課 ☎(43) 9211

藤 生活環境課 ☎(62) 0903

都 生活環境課 ☎(29) 1102

西 生活環境課 ☎(92) 0306

岩 生活環境課 ☎(55) 7763

動物愛護指導センター ☎028(684)5458

平成27年農業用免税軽油に係る申請について

受付日(土・日・祝日除く)	対象地域
1月28日(水)、29日(木)、2月5日(木)	栃木
2月6日(金)、9日(月)	共同・受委託
2月10日(火)、12日(木)、13日(金)	都賀・西方
2月16日(月)、17日(火)	藤岡
2月18日(水)	大平
2月19日(木)	大平 岩舟(静和)
2月20日(金)	岩舟(岩舟) 岩舟(小野寺)
2月23日(月)	予備日(全地区)
受付時間	
【午前】9:00~11:30 【午後】13:00~16:00	
申請会場	
栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室(神田町6-6)	

2. 申請の際に持参するもの
- 免税軽油使用者証
 - 印鑑
 - 免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書又は領収書を添付、写しでも可)
 - 手数料 420円(※新規申請および使用者証更新の場合)
 - 耕作証明書(※新規申請および耕作面積が減った場合)
- 使用者証更新のみの場合や耕作面積が増えた場合には、耕作証明は不要です。

注: ①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
②新規申請および免税機械の追加や入替えがある方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

3. 問合先
- 栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 ☎(23) 6882
 - 本 農業委員会事務局 ☎(21) 2393 (耕作証明書について)

